電信寫

外機密

1383

(9)

0 26

電信寫 64

外機密

昭和16　一〇三一三　（発）　振庁　四月十七日前受
本省　十七日夜着

近衛外務大臣

第一二三四號ノ二（半後・外機密、館長符號扱）

南遇ノ事情ヨリ就テハ左記ノ了解ニ到達シタリ

一、日米兩間紛糾ノ根幹タル日本ノ南進政策及所謂東亜新秩序

日米兩間紛糾ノ根幹タル日本ノ南進政策及所謂東亜新秩序ノ解釈ニ関シテハ

評論ヲ加ヘルコトヲ本録ス

南進政策　過去ノ平和ヲ確保シ兩國間ニ利益ノ調和ニ基ク相互

0 29

0 31

0 30

humiliating

外機密

日本及米国政府ハ世界平和ノ為メ英国ノ目的トシ相提携カシテ欧州戦争ノ拡大ヲ防止スルノミナラス其ノ速カナル恢復ニ努カム

日本国政府ハ米国政府ニ対シ右ノ趣旨ニ基キ日本国政府ノ為ス所ニ倣ヒ相提携シテ欧州戦争ノ拡大ヲ防止スル

ノ為メ英国ニ対シ援助ヲ与フルコトヲ約束スル

日本国政府ハ米国政府ニ対シ第三国ニ対スル援助ヲ独伊三国保護ノ為メ第三国ニ対スル

規定セラルル場合ニ於テ

0 31

昭和十七年十八日 到着

発電 昭和十七年十八日後発
本省

一〇三一 (一部)

在南外務大臣

第二三四號ノ三 (一部) 外電第一〇三一號ノ一部

米軍ハ蘭印方面ニ於テ一万ノ兵力ヲ以テ蘭印ヲ攻撃スル模様ニ付テ蘭印及濠洲ニ於テ防衛ヲ強化シ地方ヲ放棄セルトスルカ如キ状態ニ陥ル

施策ニ出テ

ヲ目的トシ蘭印ト安全ヲ協議スルコトニ於テ中国ヲ

ルコトヲ以テ其ノ協議ニ対スル蘭印ハ現在及将来ニ亘リ

ヲ蘭印ノ援助ト安全ヲ協議スルコトニ於テ中国

米國政府ハ此衝突ニ示サレタル三原則及右ニ基キ
南京政府ト締結セラレタル條約及日滿支共同宣言ニ明示
セラレタル原則ヲ承認シ且日本政府ノ善隣友好ノ政
策ニ信賴シ直ニ蔣政權ニ對シ和平勸告ヲ爲スベシ

米国大統領ハ日本政府ガ

並ニ左記条件ニ基キ支那ト直接和平交渉ニ入ル用意アルヲ
了承セルニヨリ蔣政權ニ對シ和平勧告ヲナスベシ

(注) 支那ガ力不足ノ故ヲ以テ蔣ヲナサバルユトヲ
(如シモ支那ニヨルヲ要セズ) 約セラレタキユト
(之ハ別文第三項ニ於テ取リ入レルユト)

外機密

1383

電信寫

昭和16年 一〇三一七 (一通)

発信 昭和十七年四月十七日午後
本省 十八日朝着

近衛外務大臣

宛 対支使

第二三四號ノ四 一部修正、軍長待遇ニ関シ、外務部ノ

満太平洋ニ於ケル海軍兵力及其配兵力数ニ関連関係

[illegible]

[illegible]

[illegible]

65a

外機密

電信寫

(同 外)

(又他国ニ於テ如何ニ強キ武力使用ニ出ナキニ至ル限リ)

(意味ノ)

(ハ之ニ)

(×削除ス)
日本ハ支那
出兵保障往
カ手ハ
之ハ本項ノ
大ル去ル
用意ナシ

(×ヲシテ永久中立ヲ保持セシムルコト及同島ヲ
×ヲシテ永久中立ヲ保持セシムルコト
訂正案)

(×他ニ在リ)
日本国民ニ対シ敵対行為ヲ為サザルコトヲ条件トシテ其ノ独立
B、米国及南西太平洋ニ到スル日本移民ハ友好的ニ待遇セラレ他
直接交渉ニ
依リ実現セシム

攻撃ヲ受ル場合ハ求援ヲ待チ行考慮スル事

同国民ト同等無差別ノ待遇ヲ与ヘラルヘシ（續ク）

将来南西太平洋及其ノ附近大陸ニ於テ両国ハ勢威ヲ
及ボスのみを領土ノ変更ヲ

外機密

電信寫

一〇三〇七　（電）　発信　四月十七日後発
本省　十七日後着

宛　駐仏大使

在仏外務大臣

第二三四電ノ五（コ電ハ外務省ニ直接ノ通報）

（×以下ハ削除
シ本案ハ
見ル上双方
ニ於テ
ト思ハル場合ニハ
大抵但シ
又ハ之ニ代ル
他代表ト自ノ
寄而ニ
ル旨
ラ之ニ
四本
ハ
ク迄ニ

D

(A) 日本側提出ノ代表者間ノ宣言ハ「ホノルル」ニ於テ開催セラルヘ
ク会議ヲ代表シテ「ルーズベルト」大統領ト日本国ヲ代表シ
テ近衛首相ニ依リ開始セラルヘシ代表者数ハ各国五名以内ト
セル旨ノスオモ専門家顧問ハ之ニ含マス
(B) 本会議ニハ第三国「オブザーバー」ヲ入レサルモノトス

オノトス（

（第五発電場ニ於ケル事明第ヲ面方ヨリ出スオト）